

平成 29 年度横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
分科会2「支援を必要とする人(社会的孤立など)に気づき、支える仕組み」
第1回

日 時	日時：平成 29 年 6 月 12 日（月）13 時 30 分～15 時 30 分
開催場所	横浜市庁舎 7 階 7S 会議室
出席者	青木委員、内海委員、川畑委員、下嶋委員、田高委員、西尾委員、山田委員、米岡委員、伊藤委員（臨時委員） （9名）
欠席者	坂田委員、増田委員
オブザーバー	旭区生活支援課、西区福祉保健課、健康福祉局地域支援課、こども青少年局企画調整課、こども青少年局青少年育成課、市民局地域活動推進課、健康福祉局生活支援課 （欠席）教育委員会事務局学校支援・地域連携課、健康福祉局障害福祉課
事務局	健康福祉局福祉保健課
開催形式	公開（傍聴者 0 名）
議 題	<p>【議事 1】分科会長の任命</p> <p>【議事 2】分科会設置の趣旨とスケジュールについて</p> <p>【議事 3】検討課題における国及び横浜市の状況</p> <p>（1）国の動きについて</p> <p>（2）横浜市における「地域で困りごとを抱えている人」に対する支援の現状と課題について</p> <p>【議事 4】意見交換「地域で困りごとを抱えている人」</p> <p>【議事 5】第 2 回分科会に向けて</p>
議 事	<p>開会</p> <p>1 分科会長の任命</p> <p>・委員会運営要綱第 6 条により、内海委員の推薦を受け西尾委員が分科会長に選任された。</p> <p>2 分科会設置の趣旨とスケジュールについて</p> <p>・事務局より資料 2・3 について説明</p> <p>（事務局）分科会のスケジュールは、全部で 3 回あるので、今回の 1 回目では「従来の取組では気づくことが困難な地域で困りごとを抱えている人」について皆さんの取組の中から出していただき今回の検討対象についての意見交換をしたい。7 月 24 日の第 2 回では、第 1 回で出された対象の方々について気づき支えるための具体的な方法について事例紹介をしながら検討していき、3 回目で具体的方法をまとめて分科会 2 の結果にしたい。</p> <p>（西尾分科会長）分科会が 2 つ設けられこちらは分科会 2 である。「支援を必要とする人、社会的孤立などに気づき、支える仕組みをどうつくっていくか」で、社会的孤立や制度の狭間で浮かび上がってこない地域の活動にも参加しない人にどうアプローチしたらよいか等が大きな課題になる。そこを支えていく役割分担ができるのかがテーマになる。3 回のスケジュールも含めて説明があったが何か質問はあるか。</p> <p>（一同）特になし</p> <p>資料 3 で説明いただいた 4 分割の図式について、特に自分で問題に気づいて声を挙げら</p>

れるかどうか、周りの地域の方が把握できるような仕組みになっているのか等、4つのエリアで考えこの図式を見ながら議論をしたい。前にホワイトボードもあるのでいただいた意見は記録に残す予定である。

3 検討課題における国及び横浜市の状況

(1) 国の動きについて

・事務局より、資料4 国の動きについて説明

(西尾分科会長)「地域共生社会の実現に向けて」という新たな包括的な計画を上位計画におくような改正が今年度、来年度あたりで実施される。何か質問はあるか。

(一同) 特になし

(2) 横浜市における「地域で困りごとを抱えている人」に対する支援の現状と課題について

・事務局より、資料5～8 横浜市における「地域で困りごとを抱えている人」に対する支援の現状と課題について説明

(西尾分科会長)「地域共生社会の実現に向けて」という新たな包括的な計画を上位計画におくような改正が今年度、来年度あたりで実施される。何か質問はあるか。

(内海委員) (資料5 P7～8) 相談者のトータルが4,436件のうち新規プランの作成に至ったのは1,056件ということは、4分の1はプランが立てられた人ということか。その後、実際に就労につながった方は何処を見ればよいのか。

(事務局) 表の中にはないが、右下P8(7)『支援終了の状況』の数字に「終結者数」(支援が終わった方)が817名、その内訳に「就労を始めた方」が467名となっている。

(内海委員) わかりました。実際に就労しても、経験から言うと必ずしもその就労が続くわけではなく短時間で辞めてしまうことが起おきているが、その計算されているのか。

(事務局) 一定期間定着状況を見守って定着されるのを確認してから集計しているが、それでも離職してしまい再び窓口に来る方もいらっしゃる。

(内海委員) 制度でいうと、子ども・若者の39歳までと介護保険の適用対象になる65歳以上の高齢者の間が制度的にも空白地帯で施策がないので、生活困窮者としての手立てしかないのかと思われる。それと生活困窮者支援の枠組みでない人が気になる。生活困窮者自立支援法では生活困窮のおそれのある人も対象者となっている。予備軍も生活困窮に陥らないようにする手立てを講ずるといえるものであるが、実際は、社会的な孤立、コミュニケーション不足等の人はもっといると感じる。その意味では、生活困窮という枠組みでなくてもそのような層の社会的孤立を解消するようなことを併せてやらないとおそれのある人を無くすというところまでいかないと感じている。具体的なことについては2回目以降で議論させていただく。

(西尾分科会長) おそれがある方が相談に来て、そこは潜在化しがちな方を上手く支援する方法など何かあるか。

(事務局) 窓口相談に来にくい方をどのように支援につなげるかが大きな課題になると思っている。その意味では、ケアプラザへの制度周知を促進したところ非常に数字が

伸びたということがあったので、ケアプラザにだけ頼るのではなく地域に収まらない機関にどれだけ浸透させていけるかがポイントになると思われる。

(内海委員) もう一点、未婚の方が思っていた以上に数字上多く出ている。実際、お母さんが「独身の息子を抱えて自分がいなくなると大変なことになる」と相談に来るケースも区レベルでは多いが、数字でも裏付けられている。

特に男性の孤立が著しい。女性は子育てなどいろいろな形でつながりを作るケースがあるが、男性の場合は殆ど外で仕事をして高齢化して戻ってくる、或いは仕事ができなくなり地域にいるが、地域との関係が持てないままになってしまったりして、深刻度が大きいと感じている。最近の地域組織でも男性の孤立対策をあの手この手でやり始めているので、大きな視点のひとつだと言える。

(山田委員) (資料8)に記載の相談関係機関について、『市域』の『こども』の相談のところで、「横浜子育てパートナー」は『区域』の方が良いかと思う。

(事務局) 「子育てパートナー」は子育て支援拠点の中に位置付いているということで、『区域』とさせていただきます。ありがとうございます。

(西尾分科会長) 「子育てパートナー」は区域の相談支援機関であるということ。他はよろしいでしょうか。

横浜市状況を非常に多面的なところから報告いただいた。これから1時間程度、皆様の実情に合わせて意見交換をしていただきたい。支援を必要とする人に気づき、支えあう仕組み、潜在化しやすいニーズについて、生活困窮者の相談内容のところにもあったが、自分でその問題に気づいて声を上げられるようになるプロセスをどう支えるかも検討課題のひとつだと思う。地域で困りごとを抱えている人について、先ほどの4分割の図式の中で「本人が気づいているか」「地域の人気づいているか」という視点を事務局から示していただいている。図式を見ながら、委員の皆様が関係されている地域や現場の中に、どのような方が関わっておられどのような課題があるのかできるだけ共有できるとよい。

----- 内海委員退席 -----

4 意見交換「地域で困りごとを抱えている人」

・事務局より、『別紙：意見交換用シート』について説明

(事務局) 分科会2の第1回では、「地域で困りごとを抱えている人の把握のしやすさについて」従来の取組では気づくことの困難な方とはどのような方が皆さんでイメージを共有したい。△○◎で示してあるが、横軸がご本人で左から本人が気づきにくい・発信しにくい状況で右へ行くほど困っていることを発信しやすい・気づきやすい状況、縦軸は、地域の人(周りの人)で、上から支援が必要な予兆はあるが気づきにくい状況で、下へいくほど支援が必要で周りも気づきやすい状況を表示している。このように分類した時に、どのような形で把握しやすいかを示したものである。

役所で把握しやすいのは、民生委員からの情報等△や◎の部分だが、地域の人にも気づきにくく本人も声を挙げていない△の部分是非常に気づきにくい。

しかし、もしその時点で支援ができれば重篤な状態にならないで済むかもしれない

ので、△部分の方を把握するために皆さんの活動の事例等を出ていただき△の部分の方を皆で共有できればと意見交換をお願いしたい。

(西尾分科会長) 重篤な状況になる前に予防的に対応出来ると良い。この図式をたたき台にしてこのフレームの中で議論いただきたい。本日は、オブザーバーとして区の生活支援課や福祉保健課の方もいらしていただいているので現状等お話をお聞きしたい。それでは、支援が必要な予兆がある気づきにくい方についてご意見をいただきたい。

(青木委員) 民生委員は28年度12月1日に一斉改選があり、横浜市では約3,900名が委嘱され、各自治会町内会の推薦で200~400世帯の家庭を日々見守る活動をしている。地域により違いはあるが、民生委員としては月に1回18区の会長の活動計画報告を、区役所、市、国に提出している。私の区では、民生委員一人で5~10軒を見守っているのが実態である。見守りは個別訪問ではなく、本人や近所から話があると行くというソフトな見守り活動をしている。その中で◎のところの「独居高齢者で、今後の生活に不安を抱えている」については、今、横浜市では、75歳以上の独身高齢者は区役所から情報があり、その方達について見守りが必要か年に2~3回伺ってくださいと言われていた。その場合、民生委員が訪問しても本人が拒否すれば帰ってくる。また、なかなか会えない場合は区役所や包括の方が再訪問している。その他、地域の人から申請があった場合は、民生委員が独自に見守らなくてはいけない。問題は高齢化で70歳~85歳の老々介護の方の把握ができないことである。ある日突然、どちらかが認知症になって病院に入るとか亡くなられたとかで、地域との関わりがないため自分はどうしてよいかわからなくなる。困窮者の問題も子どもの問題もいろいろあるが、特に横浜の場合、老々の方達が元気であるうちに何かしら早めの支援をする仕組みが必要だと感じている。

(西尾分科会長) 民生委員の役割は相談事を幅広く聞き、関係機関等相談機関に繋げるようになってきているのだろう。

(青木委員) はい。行政の方も区役所やケアプラザの包括支援センター等、プロの方が大分増えてきているので、何かあればすぐに自分達のケアプラザの包括に連絡する形で今の民生委員は昔より活動しやすくなっているが、範囲が子どもから高齢者まで広いので、民生委員の話はまだたくさんある。

(西尾分科会長) 見守りの課題を本人から直接受けるケースは少なく、本人は気づいていないが、近隣からの見守ってほしいという声が顕在化しているという報告があった。特に老々介護が心配ということ。

(青木委員) そうです。今はなんとかかなっているが、特に男の人で、60~65歳まで会社に勤めていて地域のことは殆ど奥様に任せていた方は、ある日突然奥様が亡くなると、地域に出て来てといってもなかなか出てこられず、関わりたくないという人が殆どである。元気な人が、ある日突然生活の体制が崩れた場合、なんとか見つけられる仕組みがあるとよい。

(西尾分科会長) 制度やサービスがあると知っていても、それを使うという意識がない場合もある。

(青木委員) こちらとしては、70～85 歳位までの老々介護の方の情報も 75 歳以上と同じようにいただける仕組みがあると、民生委員だけでは全部できないかもしれないが、調査して行政と一緒に把握するひとつの手法になるのではないかと思う。

(西尾分科会長) 独居高齢者の名簿は共有できるようになってきたが、老々介護の把握が難しく心配だということ。次に、多様な相談を受けているケアプラザの川畑委員お願いします。

(川畑委員) ケアプラザは、民生委員の青木委員から話があった通りで、この分科会 2 の課題は何年も前から気付いている課題であり、その仕組みづくりに地域の町内会単位、ケアプラザ、民生委員が取り組んでいるがそれでも追いつかないくらい諸問題が起きている。このテーマを解決する仕組みづくりをするために、分科会 1 の地域づくり、支えあいをやって、そのような状況にならないような仕組みをつくるという意味で、分科会 1 と 2 はつながっている。

ケアプラザの業務としての支え合いの仕組みづくりは、最近高齢者に限りケアプラザに「生活支援コーディネーター」が配置されたのと、元々いる「地域交流コーディネーター」の 2 名が中心となり、今まで以上に地域に活動団体等を作り、自助・共助の部分である自分達で活動して少しでも健康的な生活ができるように、SOS ができる地域のつながりづくりに取り組んでいる。

戸塚区には「見守りネット」という、地域の方、民生委員児童委員の方、新聞配達、コンビニ等々の業者の方と契約を結んで気になる方がいたらケアプラザに連絡というシステムがあり、「この方最近見ないのだけど」「服装・身なりが乱れている方がふらふら歩いていて心配」等いろいろなところから連絡が入る。ただ、そのようなことに対してケアプラザだけで動けるわけではなく、必要に応じて民生委員と連携を取りながら動いている。

どちらかという地域ケアプラザでは、かなりここである「困っていない・気づきにくい・SOS を発信しにくい」という段階での情報が多いので、そこをどうしたらよいか日々悩んでいる。

SOS を発信しやすい・気づきやすい人に対しても、日々の自主事業や地域の会合に参加するということと、民生や老人クラブもやっているが、いろいろな情報を紙面などで発信して知らせることにより早めに相談してもらえるように努力している。その面では、防げていると思う。ただ、やってもやってもまったく追いついていないのが現状で、上手く支援につながらないケースとして、近所の人困っている状況を把握しても、本人は困っておらず全くサービスにつながらない方が数多くいる。その部分について皆さんの意見を参考にさせていただきたい。昔からこの課題はケアプラザや地域で取り組んでいるが、十分な結果がでておらず問題点が多い状況である。

見守りに関して、支援が必要な方や社会的に孤立している人に気づきにくいという点のさらに後の話だが、地域とつながりがあると住民の方から連絡をもらう機会が多くなるので、地域のつながりが強くなる取組が増えると良いと思う。また、民生委員の方の献身的な働きが大きく、いろいろな情報をいただき我々もできる限り動いている

ので、今後、連携をさらに強めていきたい。あとは孤独死にならないように、今後は地域のコンビニ等、区役所がすでに提携しているところだけでなく近所の業者と連携しあいながらニーズを見つけていけたらと思う。

(西尾分科会長) ありがとうございます。ご自分からというより民生委員や地域の方が心配をしてケアプラザに相談に来られるケースが圧倒的に多いということか。

(川畑委員) 地域の方からケアプラザに情報が入ったものを民生委員の方に確認したり、民生委員の方に地域から相談がいったものをケアプラザにつないでいただいたりと、地域のニーズを把握するのは、これらのケースが一番多いのかもしれない。

(青木委員) 横浜市では、75歳以上の高齢者の情報を開示したのが素晴らしく、マンションに住んでいてドアロックがかかっており、今まで見守りができなかった人達の様子が少し見えてきた。だから、行政が何らかの形で仕組みをつくること、民生委員にでなくてもケアプラザ等にどのような人がいるのかを伝えるのが最初の一步であり、75歳以上のひとり暮らしの方に対する活動は非常に有効である。それを一步進めて、70歳から85歳の老々介護の人にも行政から手紙がいく等、仕組みができれば我々が働きかけることができる。

(西尾分科会長) マンションなどに入りにくいという制約は、見守りの中では横浜のまちの構造上の問題もある。次に下嶋委員、お願いします。

(下嶋委員) 青木委員、川畑委員の日々のご尽力に敬意を表します。1970年(昭和45年)に我が国は高齢化社会に突入し、現在私たちは、超高齢化社会に生きています。超高齢化社会に生きる私たちは地域で生活する高齢の方のADL(日常生活動作)が日々変化していく姿を括目して見るべきです。具体的には、例えばMCI(軽度認知障害)の方です。MCIの方は本人も周りの方も気がついていない場合も多く、また、一般的に認知症の方は、認知症ということ周りに気づかれないようにする傾向があります。このように予備軍の方が地域で困りごとを抱えているかどうかを周りの人が気づくことはかなり難しいので、私共市民全員に求められていることですが、その中でも民生委員・児童委員と包括の専門職の方は括目して人・地域を見てほしい。

(西尾分科会長) そうですね。多かれ少なかれある。ご自身がなかなか認めたくないというもある。

(田高委員) 枠組みそのものについて確認したい。ひとつは、資料5のP4の説明で、65歳以上の者がいる世帯の変化は全国も横浜も同等だと思われるが、単独世帯はもちろん、夫婦世帯、親と未婚の子のみの世帯が非常に増えてきていて3つ合わせると8割になっている。世帯の類型に着眼する必要がある、いわゆるひとり暮らしの単独世帯だけでなく夫婦のみ世帯のところ介護の必要な状況、老々介護や認々介護の状況がある可能性があるし、親と未婚の子のみの世帯においても介護のために同居している可能性もあるが、そもそも非婚である割合も増えてきているので、親の困りごとと子の困りごとが同居している状況もあるかと思う。そのように世帯に着眼すると、ワークシートの枠の横軸が本人になっており、つまりこの枠が個人であるように見えてしまう。この本人に世帯をすり合わせていく時にどのようにすればよいのかが疑問で、

皆で議論していければよいと思うことがひとつ。

もうひとつは、この分科会が支援を必要とする人（社会的孤立）で出発していると思うが、例えば資料3のテーマのところ「支援を必要とする人」と「社会的孤立等」を同意語として使っているのか。「支援を必要とする人」と「社会的に孤立している人」とここでいう「地域で困りごとを抱えている人」が同じ定義なのか確認したい。

(事務局) 地域で困りごとを抱えている方でかなり潜在化しやすい方が社会的孤立につながっていると思っている。困りごとを抱えていても周りにつながるポイントがあると潜在的でなく顕在化して支援につながりやすいところがある。今回の議論の対象としては、困りごとを抱えているにも関わらず社会的孤立等の理由により潜在化している方に着目できたらと思っている。本当に支援が必要ない状態であればそのまま維持してもらえればよいが、支援が必要なのに潜在化している方を対象に、その対象者とは例えばどのような方がいるのか、イメージを共有したいと思いこのような図式を書いている。

(田高委員) もしそうだとすると、本人の横軸の中に、「困っていない」→「困っている」となっているが、主語のタイトルは「困りごとを抱えている人」であり、そこが論理的にどのように理解すればよいのか。「支援を必要としている社会的孤立」の人々である時に、本人が困っているか困っていないかの場合はわかるが、枠自体は「困りごとを抱えている人」となっている。しかし、本人の状況は「困っていない」から「困っている」という分け方になっており、そこをまとめると、「支援を必要とする人（社会的孤立等）」という分科会のテーマと「地域で困りごとを抱えている人」と、かつ「困りごとに関する困り具合が困っていないから困っている」になっていることの整合性に若干混乱を感じる。イメージを明確化しようとする時にもう少し明解な説明ができるかという印象がある。困りごとを抱えているのに困っていないとはどのような状況なのか、誰から見ての困りごとを抱えている人なのか、地域なのか、表現の問題だけなのかかもしれないが。

(青木委員) 例えば、ごみを分別せずに家に溜めている人について、その人自体は困っていないが周りは困っている。そのような位置づけの話である。

(事務局) 支援を必要としている人とはどのような人か、というところから話が始まっており、どのような人が支援を必要としているかという、例えば潜在化していても本人がそれを分かっていたら支援につながる、あるいは地域力があれば周りが気づいてくれるので早期発見ができるが、地域力がなければ周りも気づかない。だから、支援を必要としている人に周りがどのように早期に気づくかから始めたい。「何故、今は支援を必要としている人に気づきにくい状況なのか」と「どうすれば早期に気づくことができるか」を、本人もしくは世帯と周りとは分けるとこのような図式になる。現在、一番良くない状況なのが、本人もうちに籠り地域の人にも気にしない、或いは目をふさいでいるもの。ここでは、青少年の引きこもり等、△の層の人達の状況をなんとか地域福祉の力で、周りの人が普段から見ている、その人の状況が変わってきたことに気がつくというのが地域福祉だと考えている。そして、支援を必要とする人はどの

ような人なのかを明らかにするために本人と地域の人と分けている。実際、今どのような人があるか、どのような人があるから困りごとを抱えているのか、それが潜在化しているのかしていないかは別として、「支援を必要とする人とはどのような人か」を議論するためにこのような図式を用意した。少し、名前が「支援が必要」や「困りごとを抱えた」等上手くリンクしないかもしれない。また、本人か世帯かという話はあると思うが、主旨は、支援を必要とする人達はどのような人達なのか、今はどのような人が増えているのか等について、皆さんの事例を共有したいと思っている。

(西尾分科会長) 私も今、上手く整理ができていないが、田高先生のご指摘の「支援を必要とする人」の定義と「地域で困りごとを抱えている人」の定義は、縦軸の「地域の人が困っているかどうか」にかなり視点がいつているように思う。本人と家族の世帯のあり方について問題が顕在化したり潜在化したり大きな影響を与えているだろう。

(青木委員) 事務局が言うように何が一番問題かという認知症だと思う。認知症は病気で、皆で認知し助けてあげようとするればなんとかなるが、例えばごみ屋敷の本人は悪いと思っていないので周りは困っている場合もある。横浜市ではごみ屋敷の条例を作り、福祉の観点からその人達を助けるという高い目標でやっているが、難しい問題がたくさんある。今、議論している支援で全体にできることは、年を取ったら皆、認知症になる、認知症は病気である、その人達の命がある限り元気にする仕組みをつくると絞り込んでいけばできると思うが、田高委員がおっしゃった形だと地域のことで混在してしまい膨大な議論となり結論が出なくなってしまうと思う。

(下嶋委員) 一番困っているのは、自覚症状がない独居の方だと思う。ごみ屋敷だけではなく預金や現金の扱いが困難になり、社会福祉協議会の権利擁護(日常生活自立支援)事業だけでは対応できず、成年後見制度が必要になる方もいる。そういう場合は、主治医の診断書等を踏まえ、家庭裁判所に申立てをする必要がある。親族の方が申し立てできない場合には、区長申し立てが可能。最近、18区内で区長申し立てが増えているようです。地域で困りごとを抱えている場合、地域で見つけて、地域包括支援センターにつなげ、さらに行政につなげて、成年後見制度を使うために区長申し立てをすることも考えられる。

(西尾分科会長) 誰がという主語、ご本人に良識がない場合の課題が出てきている。それは、周囲の心配や気づきにつながるので、ごみ屋敷のように周りが心配し課題にもなり得るということ。

(下嶋委員) 「馬を水際に連れて行くことはできても馬に水をのませることはできない」ということわざがあるが、それで民生委員の青木委員もケアプラザ所長の川畑委員もかなり逡巡されているのではないのでしょうか。

(西尾分科会長) そこは、ケアプラザの川畑委員が言われる「ご自分が声を挙げられるようになるプロセスにどのような工夫や支援が必要なのか」の課題になると思われる。次に、西区の子ども支援の関係で山田委員、お願いします。

(山田委員) 私もこの表を見ていて「家族の気づき」や「親類の気づき」は何処に入るのかと考えていた。子育て支援では、家族や世帯を基本に支援を考えるが、もちろん子

ども本人が困っていても本人は声を挙げないので、お母さんやお父さんやおじいちゃんおばあちゃんの訴えを元に相談に乗る、或いは、全く家族が気づいていない状況を支援者側が先に発見する 경우가非常に多い。

どこで発見するのかというと、拠点の場合は毎日やっている「居場所」があるからである。居場所に来られない親子をどう支えるかは永遠の課題で残ってはいるが、地域の居場所に来てくれる限りは、日常の些細な変化、子どもの変化も保護者の変化もすぐに支援者が見ることができ、声をかけられることが“予防的観点”としてできているところだと現場で感じている。

今、相談の中で産後鬱を訴える方が非常に多い。お母さん自ら訴える人もいるが、お母さんが気づかずにご主人が気づく場合、実母が気づく場合、支援者が日頃の様子を見ていて一時預かりを提案する場合もある。そのように、産後鬱は0歳児のお母さんに非常に多くなっている傾向がある。

今、子育てパートナーが各区の子育て支援拠点に配置され、相談の幅が広がっており、離婚に関する相談、夫のDVの相談が多くなってきている。夫からDVを受けてお母さんが不安定な間は子どもも非常に不安定な表情や行動をとるので、一緒に寄り添いながらお母さんの心身が安定するように相談を聞き、必要な社会資源（区役所の「女性相談」等）につなげている。場合によっては保育園にお子さんを預けて、お母さんと少し離して時間をとるような提案をしている。

また、保護者とその世帯が複合的な課題を抱えている場合が、支援に一番迷う。保護者の精神的な疾患、子どもの障害、保護者が外国人で日本語が通じない場合等、区役所と一緒に関わりながら取り組んでいる。今の制度で、ヘルパーや家に入る生活支援などがあるが、保護者が精神疾患の場合、保護者のヘルパーは入れるが、子どもの見守りはできない。かといって具合が悪いお母さんは一日0歳児をみていられないので、結果的に保育園に入れることになる。そこで保育園の送り迎えを他の子育てサポートシステムがやる等、生活支援の形でヘルプをしている。そのため、対象者別の支援制度の在り方ではなく、子どもの場合は、世帯全体を支援できる訪問型のヘルプがあるとよいと感じる。

私が一番困っていることでつい先日相談があったのは、一人親のお子さんで保育園では19時～21時まで預かってもらえるが、小学校に上がると放課後キッズクラブは19時半までしか預かってもらえない、また、西区は民間の学童保育が少ない区でもあるので、平日の夜間、小学生の低学年の子が家に一人であることが子育てサポートの相談から分かった。小学校の1年生が深夜まで一人でいると知ってしまうと、子育てサポートの提供会員がご自宅で食事共にながら、お迎えを待つ状況である。保育所から小学校に上がり見守りの体制が変わった時の相談体制が必要。今、一人親のアンケートもあるので読ませて考えさせていただいている。子どもの場合は世帯全体をみてあげないと難しいのが現状である。「養育支援ヘルパー」「育児支援ヘルパー」「産前産後支援ヘルパー」等、制度はいくつかあるが、制度が使えない、遠慮して使わない等、そこに使えない依頼内容が出て来た場合に、法人が法人独自で行っている生活

支援の者が出向いているのが現状である。

(西尾分科会長) 子どもの場合は、自分で声を挙げられないので難しいだけに、複合的課題等、家族の課題が複雑になる。

(事務局) 補足だが、本人とは、あくまで対象者というか支援を必要とする人と考えているので、意識としては、一緒に暮らしている家族は本人の中に含まれると思っている。最近でいうと、高齢者、障害者が一緒の世帯は、両方ともが対象者ということで、横軸になる。縦軸の話は、地域の人(周りの人)とあるが、周りの人とは当然、昔でいうともう少し大規模な家族がいたので、遠くにいるおじいちゃん等の親族、地域の人以外でも対象者以外の人のごとで、家族等でも縦軸になり得る。

(西尾分科会長) 一通り、日頃感じている課題をそれぞれ出していきたい。米岡委員、いかがでしょうか。

(米岡委員) 西区では、ふれあい会があり、各自治会で高齢者の見守りと訪問活動をやっている。表向きは、週2回の見守りと月2回の訪問だが、皆さん非常に熱心で、民生委員と変わらないような面倒をみている地区もたくさんある。区全体としては、ふれあい会があるのは約50%だが、地区によっては、マンションがそのまま自治会というところもあるので、そのようなところは率が低いが、私のところはマンションが少ないので、15地区のうち12地区はふれあい会を実施している。形成していないところも民生委員と自治会の協働で災害時の要援護者名簿をもらう等、かなりしっかりやっているので、ここに挙げられていることは気がついていると思われる。

私もこの図式の表は、どう読み取るのかわからなかったが、どのように使うのか今、わかった。

これから私達が考えていることは、今まで高齢者の一人暮らしは、家族がいて、亡くなったり子どもが出て行ったりしてひとりの方が多かったが、今は、ずっとひとりの方が多ということと、地域ではワンルームの若い方が多くおり、中で何をしているのか倒れていてもわからないしその人の情報はない。家族が亡くなってひとり暮らしの方は、地域で知らなくてよいことまで知っているという地域なので良いが、これから先、情報のない方の需要が増えて来るだろう。表札がない家が増えて来て、そこに誰が暮らしているのかもわからない状況が増えているのでこの先心配である。

今のところは、ふれあい会では80歳以上の方は入るが、今の方は「まだよい」と消極的で、それは担い手もないということの意味しているので、この先見守る方も少ないということで、また、「私を見守って」という方も少なくなっている。見守らなくてはいけないと周りが思っているも本人がその必要を感じない方も増えている。その辺がこれからの課題だと考えている。

(西尾分科会長) オブザーバーの、旭区生活支援課長・西区福祉保健課長より、困窮者支援等の関係から話をいただきたい。

(オブザーバー)(旭区生活支援課) 事例の話をする前に、先ほどのケアプラザの話の中で、旭区的生活支援課では、ケアプラザの連携を進めており、ひかりが丘地域ケアプラザで出張の生活困窮の相談会を昨年からはじめた。経済的困窮は発見しにくいし言いにく

く声がでない。地域で活動されている民生委員やケアプラザの方が相談を受けて、その中で我々に情報がはいることが昨年から少しあり、今年は、もっと増やしたい。本日、口頭で話す事例は、70代女性と40代の息子さんが二人暮らしをしていて、生活保護の基準でいうとふたりの年金で90万円を上回っているので生活保護は受けられない。そのような前提で年金を使い果たしてしまい相談に来た。ちょうど5月中旬から6月の年金が出るまでの綱渡りの真最中だが、生活に困っている方の相談が見える時とは、生活に切羽つまった時というのが特徴である。切羽詰まる前に気づくにはどうしたらよいかというところで、気づきの重要性を実感している。

先程、川畑委員の話があったSOSを発信しにくい人への支援情報を把握する方法はないので気づきにくく解決しにくい。この方たちは、実際は、社協さんのライフサポート事業やフードバンク等を使って、なんとか6月15日の年金支給の日を迎えられそうである。経済困窮は、生活保護にひっかからないと、お金以外方法が無い場合、手段がなかなかない。ライフサポートかフードバンクしか今のところ手立てがないのが現状。今は、切羽詰まって相談に来た人しか対応できていない。

(オブザーバー) (西区福祉保健課) ふれあい会は高齢者対象。マンションが多くなり、西区も10年前は高齢化率が一番高かったが、今は、かなり若くなっており、自治会にも加入されず、管理組合のみで自治会も立ち上げないという状態で地域が要援護者を把握しにくいという状況がある。

自治会もないので要援護者名簿の提供も難しい状況。例えば、みなとみらいの高層マンションでは、自治体を一生懸命作ったが解散してしまった。地域で困りごとを抱える人を把握するのは難しい状況である。

行政で生まれる前から把握するということでは、母子手帳のあと4ヶ月、1歳、1歳半、3歳で健診を受けその後は、小中学校で義務教育を受け、15歳以降75歳まで役所に来なくてはいけない手続きは1回もない。いろいろな制度はあるので、それぞれに手続きが必要だが、自らは行かなくてはいけないものは、15歳以降、亡くなるまで転入転出届くらいしかない。

西区では、あんしんカードがある。他の区でも同様なものがあるが、自らの情報を冷蔵庫に貼ってもらい、把握できるのは医療機関や利用している施設の情報等である。

(西尾分科会長) 行政でも情報共有するのは難しいけれどもいくつか手を打っている。課題は、15歳以上は行政との関係も全く切れてしまうということ。最後に伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員) 区社協の仕事の中からは、高齢・障害・子育てというカテゴリーからは見えて来ない課題がある。例えば、青年層、壮年層で就労していて外面的には課題がなさそうだが、疾病をきっかけに安定した生活に戻すことが難しくなってもぎりぎりまで言ってこないというケースがある。また、周りとの関係がとれておらず孤立しているケース、それは、私共で行っている資金の貸し付けの相談や、フードバンクの申し込み等を通して少し把握する場面があるが、まだ見つけていない方も多と感じる。

(西尾分科会長) ありがとうございます。ひと通り、委員の皆さん、オブザーバーの皆さん

んから、現状、抱えている課題や事例を出していただき、ホワイトボードに4つの象限で整理をしていただいた。事務局にまとめていただく。

(事務局) 私達は△の人はなかなか把握しづらいと思っていたが、皆さんは、この△の部分を非常に意識されていることがわかった。逆に、そこは、縦割りの制度では入らない人で複合的な課題を持った方が非常に多い。認知症予備軍の方も外には出て来られない人が多い。例えば、成年後見に繋がる方は、本人の判断能力が不十分なため、周りの人が気づき支援につながっている。そのため、後見類型の申立てが9割となっており、補助や保佐での申立は少ない。事前の段階の相談は少ない現状がある。日々、相談業務につなげることができれば把握することができることが分科会の中で分かった。そのため、どうやって相談先につなげていくか、各分野の対象にならない人、複合的な人、マンションなど制度上の問題等、多岐に渡る課題に対し、どのように予兆に気が付き、把握し、相談先につなげられるかというところを議論の課題として話を進めていければと感じている。

(西尾分科会長) 事務局でホワイトボードにまとめていただいたので、次回までに整理をしていただき、来ていただけない方をどうするかは永遠の課題だと思われるし、本日は、制度から外れる方の問題が見えてこないというところ、家族のあり方について、「地域共生社会」の中にも 8050、80 歳以上の高齢の方と結婚していない引きこもりの 50 歳代の家族をどう支援するかが挙げられているが、今まではそのような家庭は支援の対象のリストには挙がっていなかった。新たな孤立しがちな状況が広がってきていることが地域の困りごとの把握が難しいというところにも出てきていると思う。△の部分で「ご自分での声を挙げるのは難しい」というところで声を挙げていくプロセスを作り出していく仕組みを作っていくのか、周りの気づき、制度的な問題の近隣の関係の弱さ等もある中、計画の仕組みとしてどの程度提案できるか、もう少し分科会の議論の中で、次回は事例を出していただきながら議論をしていきたい。本日のところは、このような課題が共通して感じられて位置づけられていることが分かったと思う。ありがとうございました。

5 第2回分科会2に向けて

(事務局) 次回の第2回は、本日、意見をいただいた「どのような方達が潜在的にいるか」というところと「それに対して気づいて支える仕組み」を具体的に検討していきたい。「自助・共助・公助において何が必要か」「そのために誰がどのようなことができるか」のご意見をいただくと共に、本日、出てきていなくて新たにこのような層もいるというものがあれば、新たに加えながら検討していただきたい。特に△の部分にいる方達について、意見交換をしていきたいが、次回に向けて意見効果がスムーズに進むために、お手数ですが、次回までに具体的な方法案を考えて出していただけたらと思う。事前資料のところでも、検討シートを本日の意見をいただきながら考えて送付するのでお願いいたします。

(西尾分科会長) その他何かこの場で質問、発言等はあるか。

議事録は、事務局で作成し、ホームページに公開される。それでは特になければ事務

	<p>局にお返しする。</p> <p>(事務局) 西尾分科会長、ありがとうございました。なるべく△のAのところを下に広げるなり右に広げるなり、自分はどうなってもよい、また周りの人も目をつぶるところが一番良くない地域福祉の世界だと思うので、どのようにしたら早めに気がついて支援につなげられるか、例えばごみ屋敷も一夜にしてできるわけではないのでもっと早めに出来ることはなかったか等、今後、上手く出していければと思っている。本日は熱心にご議論ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>次回 第2回7月24日(月)13時30分~15時30分 横浜市庁舎7階7S会議室 閉会</p>
<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年度第 1 回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会 2 次第 ○横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会 1 及び 2 参加者名簿 <資料 1 > ○第 4 期横浜市地域福祉保健計画の策定にかかる分科会について <資料 2 > ○分科会 2 の進め方について <資料 3 > ○「地域共生社会」の実現に向けて <資料 4 > ○全国・横浜市統計データ等からみる「地域で困りごとを抱えている人」の状況について <資料 5 > ○第 3 期 横浜市地域福祉保健計画 横浜笑顔プラン中間評価 <資料 6 > ○第 3 期区計画における「支援を必要とする人(社会的孤立等)に気づき、支える仕組み」に関する課題及び取組項目等について <資料 7 > ○横浜市における相談関係機関一覧 <資料 8 > ○横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱 <参考資料>